

# 核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所	NPO ピースデポ(平和資料協同組合)/PCDS(太平洋軍備撤廃運動: Pacific Campaign for Disarmament and Security) 〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリューネ102号 TEL: 045-563-5101 FAX: 045-563-9907 E-mail:peacedepot@y.email.ne.jp <a href="http://www.jca.apc.org/peacedepot/">http://www.jca.apc.org/peacedepot/</a>	毎月2回1日、 15日に発行。
●編集責任者	梅林宏道 ●郵便振替 口座番号:00250-1-41182 加入者名:特定非営利活動法人ピースデポ	1996年4月23日第三種郵便物認可 120・1 00/8/15 ¥200

巡航ミサイル・トマホーク

## 核発射試験、今も続く

試験ずみ原潜は日本に頻繁に寄港

米情報公開法によって最近入手された米海軍の公文書によれば、核弾頭巡航ミサイル・トマホークの発射試験は、現在も続けられている。この情報は、日本にとってきわめて重要である。核巡航ミサイルは、現在日本に有事に持ち込まれる可能性がもっとも高い核兵器であるが、94年の米国の「核態勢見直し」以来、その実態に関する情報が途切れていった。発射試験をした原子力潜水艦は、いずれも日本に頻繁に寄港している。

### ■発射試験年表

貴重な情報は、元グリンピースの研究者で現在プリンストン大学博士候補生のジョシュ・ハンドラーが米情報公開法によって入手した。氏は、沖縄沖で米空母タイコンデロガが水爆一個を水没させた「タイコンデロガ事件」の発見者であり、ピースデポ助言者の一人である。

得られた情報は、2000年5月12日に作成された対地攻撃巡航ミサイル・トマホーク(TLAM)の試験年表である。そこには1989年から2000年3月までの、すべてのTLAM発射試験の試験名、年月日、軍艦番号、軍艦名、所属艦隊、発射地域が記載されている。試験名によって、試験されたトマホークの種類、発射

システムの種類、試験目的などが分かるようになっている。

1994年9月に米「核態勢見直し」が行われ、核弾頭型トマホークの発射能力が、攻撃型原子力潜水艦にのみ残された。したがって、ここではそれ以後、つまり、1995年～99年の5年間のデータを分析する。太平洋艦隊におけるこの期間のデータを、5ページに表として整理した。

この5年間に、対地攻撃巡航ミサイル・トマホークの発射テストは54回行われた。そのうち、核弾頭型のトマホークに関する発射試験は11回含まれている。これを艦隊別に分類すると、太平洋艦隊が27回(うち核弾頭型6回)、大西洋艦隊が23回(うち核弾頭型5回)、イギリス海軍が3回、陸上トラックが1回であった。太平洋艦隊と大西洋艦隊では、ほぼ同回数の試験が行われている。試験は年間平均約11回行われているが、そのうちの2回が核弾頭型トマホークに当たれている。太平洋艦隊では毎年ほぼ1回の核トマホークの発射試験が続いていることになる。

太平洋艦隊の発射試験は、カリフォルニア州沖の2箇所の試射海域で行われている。

### ■核弾頭、有事搭載に備える

91年9月のブッシュ・ゴルバチョフ・インシャチブによって、軍艦や航空機に搭載されていたすべての戦術・戦域核兵器は、平時には軍艦から撤去されることになった。このとき、核弾頭型トマホークも水上艦や潜水艦から撤去され、中央貯蔵庫に保管された。さらに、94年9月の「核態勢見直し」(NPR、ニューキリア・ポスチャーレビュー)によって、空母を含むすべての水上艦から、核兵器を扱う能力 자체をなくし、攻撃型原子力潜水艦の核巡航ミサイル・トマホーク発射能力のみを維持することが決定された。現在、約320発の核トマホークが、貯蔵され、有事再搭載に備えていると、専門家は推定している。核トマホークは現在米海軍がもつている唯一の非戦略核兵器である。

しかし、NPRの当時、やがて原潜の核トマホーク能力も解消されるという予想があり、事実上核トマホークの再搭載は考えにくいとの議論があった。それ以後、核巡航ミサイルの訓練動向を伝える情報がない状態が続いていた。

8ページへつづく →◆

◆図説 地球上の  
核弾頭全データ  
4~5ページ

◆周辺事態法9条「解説」  
2、3、6、7ページ

# 「自治体・民間協力」解説 が成文化—周辺事態法9条

周辺事態法の第9条「自治体・民間協力」に関する解説が、7月25日に発表された。99年7月の「解説(案)」(本誌96・97号)の発表以来、基地を抱える自治体などが疑問点について政府と折衝を続けてきた。国会議員も質問を出した(同99号など)。これらの一年間にわたるやりとりを踏まえて、いくつかの変更・追加が行われた。以下に「解説」の主要部分を掲載し、「案」の段階との主要な変更・追加部分について下線を付した。「解説」全文は、首相官邸のホームページで読むことができる。

(<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2000/syuhens/9zyou.html>)

資料

## 周辺事態安全確保法第9条(地方公共団体・民間の協力) の解説

平成12年7月25日  
内閣安全保障・危機管理室  
防衛庁  
外務省

### 1. 周辺事態安全確保法第9条について

#### (1) 法律における規定(略)

#### (2) 規定の基本的な趣旨

(略)

協力要請の方法として、本法では、2つの方法が定められている。「協力を求める」場合(第9条第1項)と「協力を依頼する」場合(第9条第2項)である。(本資料では、協力の求めと依頼をあわせて、便宜的に、協力要請と呼んでいる。)

第9条第1項は、地方公共団体の長の有する権限の行使、例えば公共施設の使用に際しての許可について、「協力を求める」ことができる旨を規定するものである。協力の求めを受けた地方公共団体の長は、求めのあったことを前提として、権限を適切に行使することが法的に期待される立場に置かれることとなる。これを一般的な協力義務と呼んでいる。

一方、第9条第2項は、上記の権限行使以外の事項、例えば人員・物資の輸送について、国以外の者に「協力を依頼する」ことができる旨を規定するものである。この場合、協力の依頼を受けた者は、自らの判断で輸送契約の締結等の対応を行えばよく、何ら協力義務を負うものではない。

最後に、第9条第3項において、協力により損失が生じた場合の財政上の措置について規定を設けている。

#### (3) 第9条第1項の解説(地方公共団体の長に対する協力の求め)

(略)

問1 「一般的な協力義務」とは何か(協力を拒否することはできるのか)

一般的な協力義務とは、政府全体として対応を行っている周辺事態に際して、閣議決定された基本計画を踏まえて協力の求めがなされた場合、かかる求めがあつたことを前提として、権限を適切に行使することが法的に期待されるということであり、例えば公共施設の使用について許可を行う義務が生じるということではない。

従って、例えば使用内容が施設の能力を超える場合等、正当な理由がある場合には、地方公共団体の長は協力を拒むことができる。拒否の事由が正当な理由にあたるか否かは、個別具体的な事例に即して、当該権限について定められた個別の法令に照らして判断されることになる。

問2 協力拒否に対して制裁的措置がなされることがあるのか

本法では、協力拒否に対する罰則等の規定は設けておらず、法令に基づく対応がなされる限り、制裁的措置がとられるることはありえない。

なお、地方公共団体の長の対応が本法以外の個別法令に違反する場合には、停止・変更命令等の措置をとることができる旨の規定が置かれているケースがあり、これらの規定による措置がとられるることは考えられる。

#### (4) 第9条第2項の解説(国以外の者に対する協力の依頼)

(略)

問1 協力を拒否することができるのか

政府としては、周辺事態に際して協力の依頼がなされた場合、依頼を受けた者がこれを踏まえ、できる限り協力に応じていただくことを期待しているが、何ら協力義務が発生するわけではない。例えば、医療機関におけ

る患者の受入について協力依頼があった場合には、患者の受入について法律上の協力義務が発生するわけではなく、周辺事態以外の通常の場合と同様、医療機関側において、自らの判断に従って対応することとなる。

また、協力拒否に対する制裁的措置がとられることはないことは当然である。

問2 協力依頼を行うのは、国による対応が不可能な場合に限られるのか(例えば、公立医療機関・民間医療機関への協力依頼は、自衛隊の医療機関やこれ以外の国立医療機関における対応が不可能な場合に限られるのか)

周辺事態に際しては、政府全体として対応措置を実施し、必要ある場合に国以外の者に対して協力依頼を行うものであり、一般的には、国による対応が優先することが想定されるが、これは必ずしも、国による対応が不可能な場合に限って協力依頼を行うということではない。

例えば、医療機関の場合、開設主体の観点からみれば、一般的には、自衛隊の医療機関、これ以外の国立医療機関、公立医療機関、民間医療機関という順序になると考えられるが、具体的に如何なる医療機関に対して協力依頼をするかについては、傷病者の状況、協力依頼をする地域における医療機関の状況等を加味し、総合的に勘案して決定されることとなると考えられる。

(5) 第9条第3項の解説(協力による損失に関する財政上の措置)(略)

### 2. 要請される協力の具体的種類・内容

#### (1) 地方公共団体の長に対して求める協力項目例(第9条第1項)

(略)

● 地方公共団体の管理する港湾の施設の使用

例えば、自衛隊艦船又は米軍艦船が、地方公共団体の管理する港湾に入港し、係船岸壁等の港湾施設を使用しようとする場合に、施設の使用に際しての許可(港湾法第34条において準用される第12条に基づき、地方公共団体の条例で定められる)について協力を求めることが想定される。

このような協力の求めがなされたとき、港湾管理者は、求めがあったことを前提として、港湾法及び条例に基づき、許可権限を適切に行使することが期待される。

競合する民間船舶に対して既に使用を許可している場合には、港湾管理者は、これを強制的に排除することを求められるものではないが、国、港湾管理者及び民間船舶の3者間で、それぞれの意向を踏まえつつ、調整を行なうことはあり得る。

その調整状況を踏まえ、国が、既に使用許可を得ている民間船社又は競合する許可申請を行っている民間船社に対して、使用内容の変更等について、第9条第2項に基づく協力の依頼を行うこともあり得る。

● 地方公共団体の管理する空港の施設の

## 使用

例えば、自衛隊航空機又は米軍機が、地方公共団体の管理する空港に離着陸しようとする場合に、施設の使用に際しての権限行使(航空法第54条の2に基づき、地方公共団体の条例で定められる)について協力を求めること等が想定される。

(以下、前項の港湾の場合と、同様の解説がくり返される。省略)

### ●建物、設備等の安全等を確保するための許認可

例えば、国が燃料の貯蔵所を新設しようとする場合に、消防法第11条に基づく危険物貯蔵所の設置許可について協力を求めることが想定される。

なお、火薬類取締法上の火薬庫の設置許可については、一般には地方公共団体の長の権限であるが、自衛隊(防衛施設庁を含む)が設置しようとする場合においては通商産業大臣の承認を求めることがされており(火薬類取締法第12条、自衛隊法第106条第2項、自衛隊法施行令第127条)、協力要請の問題とはならない。

また、この他、建築基準法等に基づく許認可について協力を求めることが想定される。

なお、車両制限令については、車両制限令第14条及び車両の通行の許可の手続等を定める省令第4条に該当する米軍の車両及び自衛隊の車両は適用除外となるため、車両制限令に規定する制限値を超える車両の通行に関し必要となる道路法第47条の2の許可については、これらの車両につき協力を求めることは想定されない。

### ●消防法上の救急搬送

例えば、米軍、自衛隊、避難民、救出された邦人の中の傷病者で、緊急に搬送することが必要である者に関して、消防法に基づく救急搬送を行うことについて協力を求めること等が想定される。(なお、当然ながら、米軍、自衛隊の傷病者については、一義的には米軍、自衛隊により対応されるべきものである。)

### 問1 米軍艦船の港湾施設の使用について、日米地位協定上の通告がある場合には、港湾管理者は港湾管理条例による許可を行うこととなるのか。また、このような許可を行った場合に、この許可について第9条第1項に基づく協力の求めを受けることがあるのか。

一般国際法上は、外国の軍隊が駐留する場合に、特別の取り決めがある場合を除いては、接受国の国内法令は適用されず、これは、我が国に駐留する米軍についても、同様である。しかしながら、このことは、米軍がその活動に際し、我が国法令を無視してよいことを意味するものではなく、外国軍隊が接受国の法令を尊重しなくてはならないことは当該軍隊を派遣している国的一般国際法上の義務である。日米地位協定第16条が、米軍の構成員及び軍属による日本国との法令の尊重義務を定めているのも、かかる考えに基づくものである。

米軍艦船による港湾施設の使用に当たつ

ても、日米地位協定に基づく通告を受けた港湾管理者は、同協定第5条の規定を踏まえつつ、港湾の適正な管理運営という観点から港湾管理条例による港湾施設の使用許可等法令に基づく権限行使することとなり、第9条第1項に基づく協力の求めは、このような港湾管理者の権限行使に対して行うものである。

### 問2 艦船からの荷揚げや野積場の使用などが日米地位協定第5条に基づいて認められるのか。

米軍艦船による港湾施設の如何なる使用が日米地位協定第5条に基づく権利の行使に当たるかは、個別具体的な事例に即して判断されるべき事項である。

一般論としては、日米地位協定第5条は、米軍の人員及び物資が我が国の港に入り、また、港を経て、施設・区域との間を移動するための一連の活動を行う権利を認めたものであり、かかる権利の一環として荷揚げや野積場の使用等がその対象となることも想定される。

港湾管理者は、米軍が日米地位協定第5条に基づき、当該施設の使用について通告を行ってきた場合には、同条の規定を踏まえつつ、港湾の適正な管理運営という観点から、法令に基づく権限行使することとなる。

### (2) 国以外の者に対して依頼する協力項目例(第9条第2項)

(略)

#### ①民間に対して依頼する項目の例

##### ●人員及び物資の輸送に関する民間運送事業者の協力

例えば、

- 人員、食料品、医薬品等を米軍や自衛隊の施設・区域と港湾、空港との間で輸送すること
- 傷病者(米軍、自衛隊、避難民、救出された邦人等)を病院まで搬送すること(消防法に基づく搬送を除く)

について、民間運送事業者に依頼すること等が想定される。(本項末の問も参照。)

##### ●廃棄物の処理に関する関係事業者の協力

例えば、米軍や自衛隊の廃油、医療関連の廃棄物等について、関係事業者に処理に係る協力を依頼すること等が想定される。

##### ●民間医療機関への患者の受入

例えば、米軍、自衛隊、避難民、救出された邦人の中の傷病者について、その受入を民間医療機関の開設者に依頼すること等が想定される。

##### ●民間企業の有する物品、施設の貸与等

例えば、

- 民間企業の有する物品(燃料、通信機器、事務機器等)の一時的な貸与又は売却
- 民間企業の有する倉庫や土地の一時的な貸与

について協力を依頼すること等が想定される。

●地方公共団体の管理する港湾・空港の施設の使用に関する民間船社・民間航空会社の協力

地方公共団体の管理する港湾・空港の施設の使用許可等について協力を求める場合において、これに関連して、国から民間船社・民間航空会社に対し、使用内容の変更等につき協力の依頼を行うことがあり得る。(1)参照。)

#### ②地方公共団体に対して依頼する項目の例

##### ●人員及び物資の輸送に関する地方公共団体の協力

例えば、地方公共団体がバス事業を営んでいる場合、その他輸送手段を有する場合において、その保有する輸送手段での輸送を依頼することが想定される(輸送の内容については、①の民間運送事業者の場合と同様)。

##### ●地方公共団体による給水

例えば、米軍、自衛隊、避難民に水をタンクで給水することを地方公共団体に依頼すること等が想定される。

なお、新たに水道管を敷設して給水を行うといったことは、対処に要する時間を考えるとより可能性が低いとは思われるが、これについても排除するものではない。

##### ●公立医療機関への患者の受入

①の「民間医療機関への患者の受入」参照。

##### ●地方公共団体の有する物品の貸与等

- 地方公共団体の有する物品(通信機器、事務機器等)の一時的な貸付
- 地方公共団体の普通財産(使用していない土地や建物)の一時的な貸付
- 体育館、公民館等の施設(教育委員会が管理)の目的外使用の許可

について協力を依頼すること等が想定される。

なお、目的外使用に係る協力は、当然ながら、本来の目的に支障を生じない範囲で行われることを想定しており、学校施設のように恒常に使用される施設につき協力を依頼することは、一般には想定し難いと考えている。

### 問 危険な地域への武器・弾薬の輸送を依頼することもあるのか

輸送する物資の内容については、特に限定するものではなく、武器・弾薬についても排除されない。

民間運送事業者に対して輸送協力を依頼する際には、地域としては、主として我が国領域内での輸送が想定される。公海上の輸送も排除されるものではないが、現に戦闘行為が行われている地域又はそのおそれのある地域への輸送を依頼することは想定していない。したがって、特段の危険のない状況における協力を依頼することとなる。

また、安全確保のための配慮事項を基本計画に盛り込んで閣議決定した上、協力を依頼する際には安全確保のためのマニュアルを提供するとともに、事態の変化等について

6ページへつづく →◆

て最新の情報提供を行うなど、政府として、安全について万全を期していくものである。

なお、いったん輸送協力を依頼した後に状況が変化し、事業者が途中で引き返すようなケースについても、事業者が損失を被ることのないよう上記マニュアルに所要の事項を記載し、また、仮に損失が生じた場合には第9条第3項に基づく財政上の措置を講ずる等、政府として適切に対処することとなる。

### 3. 協力要請のプロセス

#### (1) 基本計画について

(略)

#### 問1 基本計画の策定にあたって地方公共団体等の意見を聴くのか

協力要請を行うに際しては、あらかじめ要請を行う相手方と情報交換、調整を行い、できる限り共通の認識を持っておくことが重要と考えている。このため、政府としては、平素から地方公共団体、民間企業等の国以外の者との間で情報交換、意見交換を行いたいと考えており、ご質問や情報提供等を歓迎している。

基本計画の策定期段階においても、国以外の関係者に関わる事項については、できる限り当該関係者の状況、意見等を反映することが望ましいと考えており、できる限り関係者の意向を聞き、調整を図っていくつもりである。一方で、基本計画については緊急に策定しなければならない状況が想定されるため、例えば閣議決定案の関係部分を事前に地方公共団体に提示するといった形式でのご相談は困難な場合が多いのではないかと考えている。

#### 問2 基本計画の変更がなされる場合、地方公共団体等との関係ではどのような手順が踏まれるのか

基本計画を変更する場合においても、策定期段階と同様、できる限り国以外の者の状況、意見等を反映するよう努めることとなる。

また、既に国以外の者に協力の求め又は依頼を行った後、基本計画の変更がなされる場合においては、これに伴い求め又は依頼の内容が変更される場合も含め、必要に応じて相手方たる国以外の者に所要の連絡を行うことは当然である。

#### (2) 協力要請について

(略)

#### 問1 協力要請はどのような形式で行うのか

協力要請は、基本的に文書により、可能な限り具体的な協力内容を記載して行うことを考えている。但し、緊急の場合には、口頭等で行うこともあり得るが、要請後速やかに文書により連絡する。

例えば、港湾施設の使用の場合は、船舶名、使用時期、船舶の吃水、長さ等、物資の輸送の場合は、輸送契約の相手方(自衛隊か防衛施設庁か米軍か等を含む)、輸送す

る物資の概要(おおよその品目と規模、武器・弾薬・兵員の有無)、輸送区間、時期等を可能な限り具体的に明示し、基本的に文書により行うこととなる。

なお、許可権限等についての協力の求めの場合は、実際には、通常、許可等の申請者(例えば米軍、自衛隊)から申請手続に従つた申請がなされるのと同時に、関係行政機関の長からの協力要請が発出されることとなる。

#### 問2 協力要請は誰に対して行われるのか

協力要請は、一般的に、国から、協力の実施主体に対して直接行うことが想定される。例えば、港湾施設の使用であれば港湾管理者(地方公共団体の長)、医療であれば医療機関の開設者に対して、要請を行うことが想定される。

他方、第9条第2項の協力依頼については、例えば、複数の市町村や民間企業が協力の実施主体となる場合において、その相互調整を都道府県が実施することにより効率的な協力が期待されるといったケースが考え得る。このような場合には、国が都道府県にも調整を依頼するといったこともあり得ると考えている。

#### 問3 複数の市町村や民間企業が協力の実施主体になる場合において、都道府県へ相互調整を行うことを依頼することもあるのはどのような場合か。

例えば、輸送、廃棄物処理、医療、物品、施設の貸与等について協力を依頼する際に、対応できる能力を有する民間企業や市町村等がどのくらいあるかなどの情報を国が十分に有していない場合、都道府県に調整を依頼することもあり得ると考えている。この場合、都道府県はあくまでも民間企業や市町村の実情や意向の把握、確認等の事実上の行為について依頼を受けるのであり、民間企業や市町村等が具体的に協力依頼に応じるかどうかの最終的な判断をとりまとめることまでを依頼されるわけではない。民間企業や市町村等が実際に協力に応じるかどうかの判断は、国から直接の依頼を受けたことに応じて行われるものである。

### 4. 協力を要請された場合の対応

#### (1) 第9条第1項に基づき協力を求められた場合

(略)

#### 問1 許認可について(例えば危険物貯蔵所に係る消防法上の許可について)協力の求めのあった場合、許認可の条件の緩和や処理期間の短縮などが求められるのか

あくまで権限の適切な行使を求めるものであり、法定条件を緩和するような、現行法令を超えた対応を求めるものではない(例えば、消防法上の許可の場合、法令上の許可条件を満たさない申請に対して許可を与えるといったことを求めるわけではない)。また、処理期間についても、協力の求めのあったこと

を踏まえた迅速な対応を期待するものではあるが、例えば、一定の法定手続がある場合にこれを省略してまで迅速に処理するようなことを求めているわけではない。

#### 問2 公共施設の使用について協力の求めのあった場合、一般の使用者よりも優先することが求められるのか

協力の求めのあった場合、地方公共団体の長は、求めのあったことを前提として、現行法令に基づき、権限を適切に行使することが期待されるが、必ず協力の求めに係る申請者(例えば、米軍や自衛隊)を優先して、許可を与えなければならないということではない。

なお、一般的な使用者に既に許可を行っている場合等においても、地方公共団体の長が、一般的な使用者との間で使用時期等の調整を行い、調整が整った場合に、協力の求めに係る使用者に許可を与えるということは考えられる。

#### 問3 米軍による公共施設の使用について協力の求めのあった場合、これにより周辺住民に危害が及ぶと考えられるときは、協力を拒むことのできる正当な理由がある場合に当たるのか

米軍は、我が国の公共の安全に妥当な考慮を払い、関係法令を尊重すべき地位協定上の義務を負っており、国内の公共施設を使用することそのものにより、周辺住民に直接に危害が及ぶことは想定されない。

なお、米軍による公共施設の使用から生じる周辺住民への影響が協力を拒む正当な理由に当たるか否かは、個々の具体的な事例に即して、関係法令に基づき、施設の適正な管理運営を図る観点から合理的に判断されるべきものである。

#### 問4 公共施設の使用について協力の求めのあった場合、使用期間が長期間にわたると考えられるが、協力を拒むことのできる正当な理由がある場合に当たるのか

施設の使用についての協力の求めは、施設の提供とは異なり、長期間にわたって独占的に使用するようなことを求めることは想定していない。

なお、施設の使用許可の申請は、当然、使用期間を特定して行われるものであるから、管理者としては、特定の使用期間に限って許可を行い、その後の許可の更新についてはその時点であらためて判断する、という対応が考えられ、正当な理由に当たるか否かは、個々の具体的な事例に即して、関係法令に基づき、施設の適正な管理運営を図る観点から合理的に判断されるべきものである。

#### 問5 地方議会の決議や住民の請求等は、協力を拒むことのできる正当な理由がある場合に当たるのか

周辺事態安全確保法第9条第1項に基づく協力の求めは、地方公共団体の長に対して、個別の法令に基づき地方公共団体の長が有する権限を適切に行使することを求めるものであり、これを拒む正当な理由がある

か否かは、個別具体的な事例に即して、当該個別の法令に従って判断されるものである。地方議会の決議や住民の請求等は、一般に、このような行政上の個別の権限行使について、法的に影響を及ぼすものではない。

(2) 第9条第2項に基づき協力を依頼された場合

(略)

問1 公立医療機関・民間医療機関への患者受入について協力の依頼のあった場合、一般患者を排除しなければならないのか

患者受入に係る協力依頼のあった場合、あくまで医療機関側において、自らの判断に従って対応するものであり、一般患者を排除してまで協力に応ずる義務が生ずるわけではない。

問2 公立医療機関・民間医療機関への患者受入について協力の依頼のあった場合、増床しなければ対応ができない場合があると思われるが、どうしたらよいのか

医療法施行規則においては、臨時応急に定員を超過して患者を収容できる旨の仕組みが設けられており、増床しない場合であっても、この仕組みの活用を視野に入れて対応することが可能ではないかと考えている。

また、より広範な地域の医療機関に対して協力依頼を行うことによる対応も可能ではないかと考えている。

問3 米軍の物資の輸送について関係行政機関から国以外の者に対し協力の依頼のあった場合、国以外の者は輸送契約を誰と締結することになるのか

一般に、米軍が物資の輸送を民間業者に委ねるとき、米軍が直接民間業者等と契約を締結する場合と、防衛施設庁が米軍に代わって民間業者等と契約を締結する(防衛施設庁が契約の相手方となる)場合がある。第9条に基づき協力の依頼のあった場合についても、これら両方の場合があり得ると考えられる。

(3) その他(第1項・第2項共通)

問1 協力内容について情報公開することは構わないのか

国以外の者が協力要請を受けて協力を行った場合、その事実につき公表することを禁止するものではない。

他方、協力の内容によっては、これを公表することにより、例えば米軍のオペレーションが対外的に明らかになってしまうといったことも考え得る。このような場合については、必要な期間、公開を差し控えていただくよう、協力要請の段階で、併せて依頼を行うことを考えている。

問2 協力要請に応じない場合、どのように対応したらよいのか

★好評発売中!

## 「核軍縮と非核自治体・2000」

監修:梅林宏道、前田哲男

発行:ピースデボ

価格:1,500円

会員価格:1,000円

A4版、193ページ

◆10部以上まとめてご購入の際には割引いたします。ご相談ください。

送料

1冊:340円

2冊:450円

3冊:520円

4冊:590円

\*5冊以上の場合には宅急

便でのお届けとなります。

核軍縮の過去1年の動向を伝えるキーワードによるイヤー・ブック

◆NPT再検討会議(特集25ページ)

◆「ミサイル防衛」「新アジェンダ連合」「ロシア新安全保障概念」など最新キーワード

仮に協力の求め又は依頼に応じられない場合には、関係行政機関の長に、その旨御連絡をいただくことが期待される。また、その際、応じられない理由その他の状況をできる限り示していただくことが期待される。

### 5. 損失に関する財政上の措置

(略)

従って、通常はあまり想定されないものであるが、例えば、以下のようなものが想定され得る。

●米軍・自衛隊による港湾施設の使用に伴い、使用者の故意・過失によることなく、施設が通常の程度を超えて損耗した場合

●物資の輸送につき協力し、保険により填補されない損失が生じた場合

問1 米軍が港湾、空港を使用する場合、地位協定第5条により入港料、着陸料の支払いが免除されている場合があるが、これは補償されるのか

地位協定第5条に基づき米軍が我が国の港湾、空港を使用する場合については、米軍は地位協定上、入港料、着陸料を課されることなく港湾、空港に出入りできることとなっているが、このような入港料、着陸料については、港湾管理者等からの請求を受け、防衛施設庁において、損失補償契約を締結の上、補償を行うこととなっている。第9条第3項に基づき、別途財政上の措置を講ずることは想定されない。

問2 米軍や自衛隊の違法行為により損害が生じた場合には第9条第3項の対象となるのか

米軍の公務中の違法行為(故意又は過失)により地方公共団体や私人に損害が生じた場合には、請求により地位協定第18条5に基づき損害賠償が行われる(請求処理に関する事務は防衛施設庁が所管)。また、自衛隊の違法行為については、国家賠償法その他の関係法令によって賠償されるものであれば、当該法令によって損害賠償が行われる。従って、第9条第3項に基づき、別途財政上の措置を講ずることは想定されない。

問3 地方公共団体の長が自衛隊や米軍の航空機に空港施設の使用を認め、この結果、民間航空機が欠航せざるを得なくなるような場合、欠航に伴う航空会社の損失は第9条第3項の対象となるのか

協力の求めを受けた地方公共団体の長は、権限を適切に行使するものであり、民間航空機が強制的に排除されるようなことは基本的に想定されないため、このような損失は発生しないものと考えている。

なお、民間航空機と自衛隊や米軍の航空機が競合する場合において、民間航空機を強制的に排除するのではなく、国、空港管理者及び民間航空機の3者間での調整状況を踏まえ、地方公共団体の長が自衛隊や米軍の航空機に空港施設の使用を認める一方で、国から民間航空会社に対し、第9条第2項に基づき空港使用時期の変更等について協力依頼をした場合には、必要に応じて民間航空会社に対価を支払い、また、更に民間航空会社に損失が生じた場合には、同条第3項に基づき財政上の措置を講ずることは考えられる。

問4 地方公共団体の長が自衛隊や米軍の艦船に港湾施設の使用を許可し、この結果、民間船舶の使用が排除された場合、使用が排除されたことに伴う船社の損失は第9条第3項の対象となるのか

(以下、問3の空港の場合と同様の回答がくり返される。省略)

問5(略)

別紙:周辺事態安全確保法第9条に基づき協力要請の担当部局(略)

【連絡先】

●内閣安全保障・危機管理室

TEL:03(3581)1966(直通)

FAX:03(3593)2516

E-mail:post-anpo@sorifu.go.jp

●防衛庁防衛局防衛政策課

●外務省北米局日米安全保障条約課

今回の発射試験継続の情報は、核トマホークの有事搭載の可能性が、現実のものとして存在していることを示している。日本にとって、原潜による核兵器持ち込みの可能性が、継続していることにもなる。その意味で、今回の情報は日本にとって特別の重要性をもっている。

## ■核は魚雷発射管から

注目すべき事実としては、核トマホークの発射試験は、すべて、原潜の魚雷発射艦で行われている。

対地攻撃トマホークには、通常弾頭型、通常弾頭分散型(小爆弾が飛び散る)、核弾頭型の3種類がある。(このほかに対艦トマホークもある。)また、水上艦から発射するシステムには、装甲箱型発射台(ABL)、垂直発射システム(VLS)の2種類があり、潜水艦からの発射には魚雷発射管(TT)と、垂直に発射するカプセル発射システム(CLS)の2種類がある(5

ページの表参照)。さまざまな組み合わせで発射試験が行われていることが、5ページの表から分かるが、核トマホークの発射は、すべて魚雷発射管で行われている。

## ■日本への寄港

この5年間に核トマホークの発射試験に使われた攻撃型原潜は、ソルトレークシティ号、ヒューストン号、サンフランシスコ号、ホノルル号の4隻である。いずれもロサンゼルス級と呼ばれる種類の原潜に属する。

これらは、いずれも日本に頻繁に寄港している原潜である。

95年に核発射試験をしたアッシュビル号は、96年に横須賀とホワイトビーチ(沖縄勝連町)に、98年に横須賀、佐世保、ホワイトビーチに寄港している。

96年と97年に核発射試験を行ったソルトレークシティ号は96年に横須賀、98年に横須賀とホワイトビーチに寄港して

いる。

97年に核発射試験を行ったヒューストン号は、96年に横須賀、ホワイトビーチに、98年に横須賀、佐世保、ホワイトビーチに寄港した。

99年に核発射試験をしたサンフランシスコ号は、96年に横須賀、佐世保、ホワイトビーチに、98年に横須賀、佐世保に寄港している。

99年に核発射試験をしたホノルル号は、95年に横須賀とホワイトビーチに、97年にホワイトビーチに、99年に横須賀、佐世保、ホワイトビーチに寄港している。寄港の日時など詳細の情報は、ピースデポまで。(梅林宏道) M

### リーフレット紹介

## 「戦争のない世界の実現を」—公正な世界秩序のための(ハーグ)基本10原則

発行:日本ハーグ平和アピール運動  
価格:300円。連絡先:TEL:03-3353-4341(世界連邦運動)、TEL:03-3341-1417(反核法協)

●7月19日 口大統領、北朝鮮総書記と会談。反TMD・NMDの共同宣言に調印。総書記がミサイル開発放棄の用意を表明したとの情報。

### 沖縄

●7月9日 未明に空軍所属の軍曹が運転する普通乗用車が、沖縄市の国道で道路横断中の男性をはね、逃走するひき逃げ事件が発生した。

●7月10日 わいせつ事件やひき逃げ事件発生で米海兵隊は米軍基地全兵員に対し、深夜の外出を制限、飲酒を禁止と発表。

●7月15日 海兵隊員のわいせつ事件など一連の米軍関連事件・事故に抗議する緊急県民総決起大会が宜野湾市で開かれ、約7000人が参加。

●7月20日 嘉手納基地を取り囲む「人間の鎖・嘉手納基地包囲行動」が行われ、27,100人が参加して外周17.4kmの基地を包囲した。

## ピースデポの会員になって下さい。

会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、情報の利用にあたって優遇されます。(会員種別、会費、手続については、お問い合わせ下さい。)『核兵器・核実験モニター』の購読のみも可能です。

### 宛名ラベルメッセージについて

- ・会員番号(6桁):会員の方に付いています。
- ・「(定)」:会員以外の定期購読者の方。
- ・「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読(年5,000円)の更新をお願いします。
- ・メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

## 日誌 2000.7.6~7.20

(作成:吉澤庸子、松永勝利)

ABM=対弾道ミサイルシステム/CD=ジュネーブ軍縮会議/EU=欧州連合/NATO=北大西洋条約機構/NMD=国土ミサイル防衛/MTCR=ミサイル関連技術輸出規制/TMD=戦域ミサイル防衛/  
●7月7日 CD、会議の作業計画を決められないと今年の第2回会期終了。  
●7月7日 米中軍事対話再開。中国側は米NMDに強い反対の立場を改めて表明。米はパキスタンなどへのミサイル技術供与を控えるよう要請。  
●7月8日 米国防総省、3回目のNMD迎撃実験を実施、失敗。  
●7月8日 ロシア国防省局長、NMD迎撃実験失敗について「NMD計画がきわめて疑わしいものであることが改めて裏付けられた」とコメント。  
●7月8日 中国新華社、NMD迎撃実験失敗を「NMD開発に向けた米国防総省の気力を明らかに後退させる」と意味付け。  
●7月10日 防衛庁事務次官、NMD迎撃実験失敗がTMDの共同開発に影響はなしと表明。  
●7月10日 北朝鮮中央放送、米のNMD迎撃実験失敗を評論抜きで報じる。  
●7月10日 米朝ミサイル協議始まる。基本姿勢の確認が内容。  
●7月11日 独外相、米のNMDに対して強い反対の立場を表明。ABM制限条約の維持も主張。  
●7月11日 ロシアの解体核兵器のブルトニウム処理をめぐり、米が日本に対しておよそ4億ドルの資金分担を求めていることが明らかに。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、川崎哲(ピースデポ)、青柳絢子、北木隆太、津留佐和子、松永勝利、村上由美、吉澤庸子、梅林宏道